

滋賀県国土強靱化地域計画(原案)に対して提出された意見等とそれらに対する考え方

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
第2章 本県の地域特性				
1	8	6 周辺地域における原子力施設の立地	<p>運転を開始してから長期間が経過する原子力発電所については、主要な機器の計画的な取替や、取替が難しい機器の入念な点検などを実施し、安全性が保たれていることが確認されている。</p> <p>使い古したりして役に立たなくなることを意味する「老朽化」という用語は誤解を招くことから、以下のとおり修正すべきではないか。</p> <p>(修正前) 「現在、その多くが老朽化するとともに、使用済み燃料が…」 ↓ (修正後) 「現在、その多くは運転を開始してから長期間が経過するとともに、使用済み燃料が…」</p>	<p>運転開始後長期間を経た原子力施設への対策については、文部科学省の原子力関係予算の説明資料においても、「施設の安全確保対策」として「老朽化施設の高経年化対策等を実施し、施設の安全を確保する」と記述されており、「老朽化」という表現については、国においても用いられています。</p> <p>また、本県において本年3月に策定した「しがエネルギービジョン」では、「基本理念」の中で、今回と同様の記述を行っているところであり、同ビジョンとの整合を図ることとします。</p> <p>以上のことから、原文のとおりとします。</p>
第4章 脆弱性評価を踏まえた国土強靱化の推進方針				
2	14	【行政機能／警察・消防等】 《行政機能》	<p>(関係行政機関等との連携体制の整備) 連携を図る団体として、「医療関係団体」を以下のとおり追記してはどうか。</p> <p>○災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には～、国や市町、関西広域連合、災害派遣医療チーム(DMAT)、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど…</p>	<p>ご提案を踏まえ、連携を図る団体を整理し、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ○災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には…国や市町、関西広域連合、災害派遣医療チーム(DMAT)、民間事業者、NPO等と情報を共有するなど…</p> <p>(修正後) ○災害発生時において被害が広範囲に及ぶ場合には…国や市町、関西広域連合、民間事業者、NPO、医療関係団体等と情報を共有するなど…</p>
3	17	【保健医療】	<p>(災害医療体制の充実) 4つ目の○を、以下のとおり追記してはどうか。</p> <p>○災害発生時の医療救護班による広域的な応援・受援を円滑に行うため、医療関係団体等や市町、他府県と連携し、医療救護活動訓練を推進する。</p>	<p>本項目は、他県で大規模な災害が発生した場合の応援や、県下で対応が困難な大規模な災害が発生した場合の他府県からの受援に備えて、都道府県同士で「連携し」としていることから、原文のとおりとします。</p> <p>なお、ご提案の医療関係団体等や市町との連携については、番号4のとおり、追記しております。</p>
4	17	【保健医療】	<p>(災害医療体制の充実) 以下の項目を追加してはどうか。</p> <p>○災害発生時における被災地域の医療救護および助産救護等を円滑に行うため、災害医療本部は、災害医療地方本部や市町本部、医療関係団体等と連携し、被災状況や情報の収集・把握及び指揮命令、連絡調整等の体制を整備するとともに実効性のある訓練の実施を推進する。</p>	<p>医療救護等における市町や医療関係団体等との連携については、ご提案の趣旨を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】 ○災害発生時における医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、安否確認体制等の整備、強化を図る。</p>

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
5	17	【保健医療】	<p>(災害医療体制の充実) 以下の項目を追加してはどうか。</p> <p>○難病患者や慢性腎不全による透析患者、外傷等によるクラッシュシンドロームにより人工透析が必要な者、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者等について、市町等は安否確認体制を構築し、搬送等に伴う地域の医療機関との連携などの体制整備を図る。</p>	<p>ご提案の安否確認体制の整備等については、趣旨を踏まえ、番号4のとおり追記しております。</p>
6	18	【産業】	<p>(本社機能の誘致・企業立地の推進) この計画は滋賀県に重大な被害が生じる大規模災害時でのリスク管理をどのように行うかを計画するものであるのに、災害が起こる滋賀県への企業誘致等を掲げるのは計画策定の趣旨に合わないのではないかと。</p>	<p>本計画は、主に滋賀県内で発生する災害に関して平時の取組について定めることとしておりますが、国土強靱化の理念として、大規模自然災害への備えについて、防災のみならず、災害に強いまちづくりや産業分野も含めた総合的な対応を行っていくこととしております。</p> <p>ご指摘の施策については、南海トラフ地震や首都直下型地震など日本全体で大規模な被害が想定される事態について、滋賀県がどのような応援・貢献ができるかといった観点で、本計画に位置付けております。</p> <p>首都圏等の企業の事業継続に貢献できると考えておりますので、原文のとおりとします。</p>
7	19	【交通・物流】	<p>(無電柱化対策の推進) 地中化については、政府、関係省庁、関係事業者からなる「無電柱化推進検討会議」において整備対象、期間、整備手法、費用負担にて合意の上、整備している。</p> <p>滋賀エリアにおいては、道路管理者、電線管理者、地方公共団体等関係者からなる「滋賀県無電柱化地方部会」において、構成員の意見を十分反映した協議により、推進計画を策定し、計画的に推進するとともに、定期的に同部会を開催し、円滑な推進を図っており、関係者の意見が反映されている。</p> <p>こうしたことから、関係省庁を含め、道路管理者、電線管理者、地元関係者の合意の上で整備を進める仕組みとなっているので、路線選定においてはご認識をお願いしたい。</p>	<p>今後の無電柱化の円滑な推進にあたっては、ご意見にありますとおり、「滋賀県無電柱化地方部会」において、関係団体等の意見を調整のうえ、検討・推進してまいります。</p>

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
8	22	【リスクコミュニケーション】	<p>(災害ボランティアの活動支援) 以下のとおり、修正してはどうか。</p> <p>○災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものであり、平常時から行政、ボランティア、NPO関係機関、ボランティア活動者が円滑な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を行う。</p> <p>○県本部は、県社会福祉協議会等と連携し、市町本部については、当該市町の社会福祉協議会等と連携して、それぞれ災害ボランティアセンターを立ち上げ(県については、平常時から災害ボランティアセンターを設置)、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、災害ボランティア活動を支援する。</p> <p>原案では、県が市町と連携しながらというのが強調されているが、県は広域調整と市町の後方支援しながらボランティア活動支援を行うので、違和感がある。 また、ボランティアは自主性・主体性を尊重すべきであり、派遣するものではないことは大事なことである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ○被災地の復旧に重要な役割を果たしている災害ボランティアに対し、平時から情報提供、相談等を行うとともに、災害発生時には、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、市町や関係団体等と連携し、災害ボランティアの派遣調整や必要な資機材の提供等による支援を行う。</p> <p>(修正後) ○災害時におけるボランティア活動は、被災地における多様なニーズに対応したきめ細かい支援対策を講じる上で重要な役割を担うものである。 災害発生時において、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等の実施により、災害ボランティア活動が円滑となるよう、平時から市町や社会福祉協議会、ボランティア、NPO等関係機関が緊密な連携協力体制を築いていくために必要な環境整備を進める。</p>
9	13～22	全体	<p>文章の文体がですます調から、である調に変わっている。県の計画であるので、ですます調に統一すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、ですます調に統一します。</p>
第5章 計画の推進と不断の見直し				
10	23	3 計画の見直し	<p>計画期間が平成28年度から平成32年度の5年間であるのなら、概ね5年ごとに見直すのは当たり前なので、記載不要ではないか。記載するのであれば、「概ね」は不要ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 県地域計画は、外部環境の変化等に応じて、概ね5年ごとに見直すこととします。 特に、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえて、適切な時期に必要な見直しを行うこととします。</p> <p>(修正後) 県地域計画は、外部環境の変化等に応じて、見直すこととします。 特に、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえて、適切な時期に必要な見直しを行うこととします。</p>
別紙1 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果				
11	28	2 大規模地震・風水害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<p>(4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>「医療用の水の供給が長期途絶する事態」についての記載を追加してはどうか。</p>	<p>水道は、水道法上、水道事業、水道用水供給事業、専用水道の大きく3つに分かれており、ご提案の医療用の水の供給については、市町等が所管する水道事業や専用水道において供給されております。</p> <p>本県では、市町等が所管する水道事業や専用水道において、災害等を起因とする応急給水が必要になった場合、「滋賀県水道水健康危機管理実施要綱」に基づき、対応することとしておりますので、原文のとおりとします。</p> <p>なお、水道用水供給事業については、本県の企業庁が所管しており、16頁(上水道・工業用水道施設の防災対策の推進)に記載しております。</p>

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
12	29	2 大規模地震・風水害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<p>(6) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺1つ目の○</p> <p>第1フェーズ(発生から3時間程度)は地域の医療機関、第2フェーズ(3日以内)はDMATが医療救護の中心的役割を担う。災害の種類や規模によっては被災地の医療体制が回復しない場合があるので、この場合には、第3・4フェーズ(4日から2カ月程度)ではJMAT等医療救護班が撤退するDMATと交替するようにして被災地に派遣され、地域の医療体制が回復されるまでの間、医療支援を行う。 以上のことから、以下のとおり、追記してはどうか。</p> <p>○災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム(DMAT)と、復興期において、医療救護の中心的役割を担う医療救護班(各医療機関が有する医療救護チームや医療関係団体等が構成するJMAT(日本医師会災害医療チーム)、こころのケアチーム等)の機能維持・向上を図るため、…</p>	<p>ご提案を踏まえ、DMAT、JMAT、DPAT、DHEAT等々を包括した表現として、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ○災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害派遣医療チーム(DMAT)の機能維持・向上を図るため、…</p> <p>(修正後) ○災害発生時において、医療救護の中心的役割を担う災害医療チームの機能維持・向上を図るため、…</p> <p>関連事項の第4章【保健医療】(災害医療体制の充実)1つ目の○においても、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) ○各災害拠点病院の災害派遣医療チーム(DMAT)の機能維持・向上を図るため、</p> <p>(修正後) ○災害医療チームの機能維持・向上を図るため、</p>
13	29	2 大規模地震・風水害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<p>(6) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺1つ目の○の次に以下の項目を追記してはどうか。</p> <p>○災害時において、災害医療本部や地方本部、市町本部は、現地の医療ニーズの把握や医療支援の情報を体系的に収集するため、指揮命令系統の明確化や普段からの情報網の整備等の充実を図る必要がある。</p>	<p>ご提案の趣旨を踏まえ、以下のとおり追記します。</p> <p>【追記】 ○災害発生時における医療救護活動や避難誘導等を円滑に行うため、市町や医療関係団体等と連携し、平時から情報を共有し、各種訓練等を通じ、安否確認体制等の整備、強化を図る必要がある。</p>
14	29	2 大規模地震・風水害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<p>(6) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺3つ目の○</p> <p>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の県内全病院への登録だけでなく、診療所や医療救護班の派遣調整を行う医療関係団体等についても、登録を推進する必要があるのではないかと考える。 有床診療所や助産施設、人工透析を実施する医療機関には、特にEMISへの登録を推進する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の県内病院の登録率は、平成27年度で58%であることから、平成32年度で100%達成に向けて、本計画の重要業績目標(KPI)に設定しております。 ご提案の診療所や医療関係団体における当該システムの登録については、県内全病院の登録がされた後の目標に設定するなど、次の段階で検討することとしますので、原文のとおりとします。</p>
15	29	2 大規模地震・風水害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	<p>(6) 医療施設および関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺以下の項目を追記してはどうか。</p> <p>○難病患者や人工透析患者、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、たん吸引を使用して療養中の患者等について、安否確認体制の構築を進める必要がある。また、市町等は、搬送等に伴う地域の医療機関との連携などの体制の整備を進める必要がある。</p>	<p>ご提案の安否確認体制の整備等について、趣旨を踏まえ、番号13のとおり追記しております。</p>

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
16	31	4 大規模地震・風水害発生直後から必要な情報通信機能を確保すること	<p>(1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 2つ目の○</p> <p>地中化は、景観向上・地域活性化や防災対策等を目的として整備されるが、地中化後においては設備変更や停電事故復旧等に長期間を要する側面がある。 過去の震災事例から見ても、地中化区域において災害が発生すれば復旧に相当の時間を要しているのが実態である。 記載は、無電柱化することで長期間供給停止の予防につながるという表現に見えるが、被害を受けた場合、復旧に時間を要すること等を十分にご認識いただきたい。</p>	<p>地中化は道路の重要施策として中央の「無電柱化推進検討会議」で、国土交通省、電気事業連合会などの合意に基づき推進されている施策であり、その下に各地方レベル、県レベルの部会など推進体制を設けて進められているものです。 現在これら各種会議において、一般的に地中化電線の災害耐性は高いとされているものと認識しております。 被災時の地中線復旧長期化については電気事業者の経験に基づく意見と思われませんが、地中化は防災推進の面で重要な観点であると認識しております。</p>
17	37	7 制御不能な二次災害を生じさせないこと	<p>(5)農地・森林等の荒廃による被害の拡大 農地の荒廃がなぜ災害に結びつくのか不明である。</p> <p>農地・森林の荒廃の原因は、従事者の高齢化や後継者不足が大きな原因と考えられるが、こうした状況の中で、地域の主体性を生かした自立的な防災・復旧活動の体制整備など図れるのか疑問である。別の手段が必要ではないか。</p>	<p>水田や畑には、一時的に雨水を貯留する機能があるため、雨水や土砂の急激な流出の防止に寄与しております。 農地の荒廃が進むと、こうした機能が失われ、下流での洪水や周辺での浸水、地すべりや土砂崩れが発生するおそれが出てきます。 また、森林についても上述のような洪水や土砂崩れの防止など多面的な機能を持っております。 農家や森林所有者の高齢化や担い手不足等が進む中で、こうした多面的機能を維持・発揮するためには、農家や森林所有者だけでなく、地域住民が農地(農村)や森林の価値を共有し、適切な保全管理が行われるよう、地域協働の取り組みに対して持続的な支援を行うことが重要と認識しておりますので、原文のとおりとします。</p>
その他				
18	17、28、32、34	全般	<p>自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション等)の記載について、「しがエネルギービジョン」と同様の表記として、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション等)」 ↓ 「自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等)」</p>	<p>「しがエネルギービジョン」において、自立分散型エネルギー社会の構築や再生可能エネルギーの普及に資する技術であり、その普及を図ることが不可欠であると考えられる「エネルギー高度利用技術」についても対象としており、天然ガスコージェネレーションと並んで燃料電池についても同技術に位置付けております。 ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>(修正前) 「自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション等)」</p> <p>(修正後) 「自立・分散型エネルギーシステム(再生可能エネルギーや天然ガスコージェネレーション・燃料電池等)」</p>
19	20、33、35	全般	<p>鉄道施設の防災についての記載において、行政と鉄道事業者が一体となって取り組むべき問題であることから、以下のとおり修正してはどうか。</p> <p>「各鉄道事業者において」、「鉄道事業者による」 ↓ 「行政と鉄道事業者が協調して」</p>	<p>ご指摘のことについて、鉄道事業者の自主的な取組により鉄道施設の防災対策が促進されるよう、本県も情報提供等を行うことを含めて記載していることから、原文のとおりとします。</p>

番号	頁	箇所	意見等	意見等に関する考え方
20	その他		<p>滋賀県の地域特性を踏まえ、地域の脆弱性を評価し、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組について、詳細に分析・評価されており、安全・安心な県土づくりの実現という観点において現実的な計画になっている。</p> <p>災害発生時におけるエネルギーの確保のため、自立・分散型エネルギーシステムの整備促進が明記されているが、電源の多重化はエネルギーセキュリティ向上に資するものであり、趣旨に賛同する。</p> <p>昨年度に策定された「しがエネルギービジョン」において、導入目標が掲げられている天然ガスコージェネレーションシステムは、太陽光発電等の再生可能エネルギーの調整電源としての役割および病院等の重要拠点のエネルギーセキュリティ向上への貢献も期待できることから、県施設への積極的な導入をお願いしたい。</p>	<p>天然ガスコージェネレーションシステムを公共施設や事業所等において導入促進を図ることは、ご指摘のような観点から大変重要であると認識しています。</p>
21	その他		<p>救助・救急、医療活動等に関する条項について、県が策定した「滋賀県地域防災計画」や「広域災害時における医療救護活動指針」等の記載内容と摺合せのうえ、整合性・文言調整をとっていただきたい。</p>	<p>本計画は、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定することとしております。</p> <p>ご指摘の「滋賀県地域防災計画」や「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」の記載内容については、本計画の性質を踏まえ、原案作成にあたり、調整や整合を図ったところです。</p>